

四市複合事務組合物品調達等に係るダイレクト型一般競争入札 (入札書郵送・事後審査方式) 実施要領の運用基準

ダイレクト型一般競争入札(入札書郵送・事後審査方式)とは、入札参加申請の手続きを省略し、入札参加希望者は入札公告に基づき入札書を郵送し、入札(開札)後に最低価格入札者から順に入札参加資格要件の審査を行い、適格者を落札決定するものである。

1 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札参加者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 四市複合事務組合(以下「組合」という。)を構成する船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市(以下「関係市」という。)のいずれか又はすべての物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登載されている者のうち、関係市の入札参加有資格者に対する指名停止措置に関する規定、暴力団対策措置に関する規定及びその他入札参加に関する規定に基づく指名停止等の措置を、公告日から落札者の決定時点までの間、受けていない者
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は当該物品調達等の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画案認可決定がされた後、関係市の入札参加資格の再認定の通知を受けていない者
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がされた後、関係市の入札参加資格の再認定の通知を受けていない者

2 入札手続等

(1) 入札公告

当該物品調達等に係る入札公告は、関係市の掲示板に掲示するとともに、組合ホームページで公表する。

(2) 入札参加申請

入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。

(3) 仕様書等の公表

ア 当該物品調達等に係る設計書、仕様書、図面等(以下「仕様書等」という。)は、組合のホームページにより公表する。

イ 入札参加希望者は、仕様書等と入札書等の提出書類を組合ホームページからダウンロードしたうえで、入札に参加しなければならない。

ウ 仕様書等に対する質問がある場合は、入札公告に示す締切日の午後4時までにE-mailまたはFAXにより組合事務局に申込みをするものとし、送信後電話により到着したか確認すること。持参は受付けない。

E-mail yonshi@ yfj.jp

F A X 0 4 7 - 4 3 6 - 2 7 7 4

T E L 0 4 7 - 4 3 6 - 2 7 7 2

質問に対する回答は、入札公告に示すとおりとする。

(4) 入札方式並びに開札日時及び場所

入札方式は郵送によるものとし、開札日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

(5) 入札参加資格の審査

ア 開札前に、入札参加者に必要な要件（入札参加資格等）を審査する。

イ 開札後に、落札者とするため確認が必要な者について、入札参加資格の確認審査を行う。

3 入札方法等

(1) 入札書の郵送提出等

ア 入札書の郵送到着期限日は、入札公告に示すとおりとする。なお、入札書を郵送する時期は、当該物品調達等の質問締切日以降を原則とする。

イ 郵送先は、船橋郵便局留とする。（郵便番号 273-8799）

ウ 入札書の提出は、特定記録・簡易書留・書留郵便等、郵送した記録が残る方法（以下「特定記録郵便等」という。）により、到着期限日までに郵送先（船橋郵便局留）に到達しなければならない。持参した入札書は受理しないものとする。

エ 入札書の郵送は、封筒に入札書を入れ、必ず封かんの上、封筒表面に入札書在中の旨を記載し、裏面に案件名、場所、開札日時、入札者の商号又は名称、入札者の住所、電話番号を記載すること。

オ 一つの封筒に二つ以上の入札書を同封してはならない。

カ 郵送到着期限日を過ぎて到達した入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

キ 一度提出した入札書の訂正、差替え並びに再提出は認めない。

(2) 入札（開札）の執行に当たり、当該入札の参加業者の中から、入札立会者2者を抽選により決定し、開札日の前日までに電話で連絡する。ただし、立会者が入札（開札）に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせる。

(3) 落札となるべき同価の入札者が2者以上のときは、くじ引きにより落札者を決定する。なお、くじ引きは、当該入札事務に関係の無い職員が行う。

(4) 入札金額の記載

ア 消費税及び地方消費税は記載しないこと。

イ 落札した場合の契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

(5) 入札の回数

ア 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札が

ないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、再度入札を行うことができる。

イ 再度入札の回数は1回までとする。

ウ 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、入札が無効となった者以外の者とする。

4 入札保証金

入札保証金は原則免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する額を徴収できるものとする。

5 落札候補者の決定

（1）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者とする。

（2）最低制限価格を設けている場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とする。

6 入札参加資格の確認等

（1）入札参加資格の確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、入札執行者から指示をされた落札候補者は、当該入札公告で求められた書類（以下「確認書類等」という。）を提出しなければならない。なお、入札参加資格確認の結果、落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認を受けた者を除き、他の入札参加者の確認書類等は審査をしない。

（2）入札参加資格確認審査書類の提出方法、提出場所及び提出期限

落札候補者は、入札執行者から書類の提出を求められた日を含め2日以内（閉庁日を除く）に持参すること。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。なお、提出された書類の返却はしない。

（3）入札参加資格確認の結果は、原則開札日を含めて3日以内（閉庁日を除く。）に落札者を決定し、落札者にのみ電話により連絡する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。なお、落札者は指定した日までに組合事務局に来庁し、契約内容を確認のうえ、契約手続を行うこと。また、落札者が決定した際は、直ちに組合事務局及び組合ホームページにおいて、落札業者名及び落札金額を公表する。

（4）落札候補者が、入札参加資格要件を満たしていないとされた場合は、その旨を書面で通知するものとする。また、連絡を受けた日を含め3日（閉庁日を除く。）以内に、入札執行者に書面を持参し、その理由について説明を求めることができる。回答は説明を求められた日を含め、3日（閉庁日を除く）以内に書面で行う。

（5）落札候補者が、期限内に入札参加資格確認審査書類を提出しないとき、入札執行者の指示に応じないとき又は本運用基準1の「入札参加者に必要な資

格に関する事項」(1)若しくは(2)に該当したときは、当該落札候補者のした入札は効力を失うことがある。

7 入札の無効等

組合が準用する船橋市契約規則第18条及び四市複合事務組合物品調達等に係るダイレクト型一般競争入札(入札書郵送・事後審査方式)実施要領(以下「組合要領」という。)第23条に規定するほか、次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 指定したダイレクト型一般競争入札書を使用しない者が入札した入札書
- (2) 日付、案件名などの記載事項を未記入及び誤記入(誤字・脱字等)した入札書
- (3) 入札書を入れた封筒に案件名、場所、開札日時、入札者の商号又は名称、入札者住所、電話番号、入札書在中の旨が記載されていないもの
- (4) 特定記録郵便等と異なる方法により郵送された入札書
- (5) 本運用基準で示した郵送先(船橋郵便局留)と異なる場所に郵送された入札書
- (6) 虚偽の入札参加資格確認審査書類を提出した者が入札した入札書
- (7) 入札公告の指示に応じない落札候補者が入札した入札書

8 契約保証金

管理次長は、契約を締結するにあたり、落札者から、組合が準用する船橋市契約規則第32条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約日までに納めさせなければならない。ただし、入札公告で免除としている場合はこの限りでない。

9 入札に関する注意事項

入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札日(開札日)の前日(閉庁日を除く。)までに入札辞退届を持参し提出すること。

10 その他

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加者は、組合が準用する船橋市契約規則、組合要領等を確認し、入札参加すること。
- (3) 落札者の決定後、当該物品調達等の契約締結までの間において、当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

11 問い合わせ先

四市複合事務組合事務局

船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル5階

TEL 047-436-2772 FAX 047-436-2774

附 則

この運用基準は、平成31年1月15日から施行する。